

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成27年11月12日（木）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：松浦長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただ今から原子力規制庁の定例会見を始めたいと思います。

まず初めに、皆様にあらかじめお配りしております広報日程につきまして、松浦総務課長の方から御説明いたします。

○松浦総務課長 それでは、皆様のお手元にあります広報日程につきまして、私の方から補足説明をいたします。

まず、1. 原子力規制委員会について。議題といたしまして5つございます。

1 番目でございますけれども、「もんじゅ」に関する文部科学大臣に対する勧告についてということで、前回の委員会におきまして、委員長から勧告文についての指示が事務方に下りております。その勧告の文案につきまして、事務方の方で取りまとめましたので、それを委員会にお諮りするということでございます。

議題の2番目が炉内等廃棄物の埋設に係る規制に関する検討についてという議題でございます。こちらは、本年の7月22日ですけれども、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チームの報告を行ったところでございますが、その中の議論において、委員の方から、人間侵入のリスクを低減するための土地利用制限等の国による制度的管理の必要性、また、国による制度的管理がない場合の規制基準等の検討の難しさ等々の指摘がございました。これを受けまして、事務方の方で制度的管理の必要性並びに事業者の組織体制といったことにつきまして、規制基準等の関係につきまして再整理したところでございます。これにつきまして、今後の規制基準等の整備につきまして、そのスケジュールについて委員会にお諮りするものでございます。

議題の3番目でございます。新たな規制基準のいわゆるバックフィットの運用に関する基本的考え方についてでございます。こちらは、いわゆる3年以内の見直し検討チームというのは、内閣官房の方で組織されたものでございまして、そこでのやりとりの中で、具体的に申しますと、27年の9月4日に内閣官房からの質問状に対して、規制庁長官の方から回答というものをしているところでございます。こちらの資料の方は、もう既に公表されておりますが、この中におきまして内閣官房の質問がございまして、いわゆるバックフィットの適用方針についての考え方を公表し、という質問がございまして、こういった質問がございましたので、今回、バックフィットの運用に関する基本的考え方につ

きまして、委員会にお諮りするものでございます。

このバックフィットにつきましては、平成25年の3月19日に委員長の私案という形で委員会の方で合意を受けたものでございますが、この合意をより明確化した形で今回委員会にお諮りするものでございます。

議題の4番目でございます。こちらは、特定重大事故等対処施設、いわゆる特重に係る考え方についてでございます。こちらにつきましても、本年の9月9日の委員会におきまして、特重施設の考え方につきまして整理をするという指示を委員長から事務方の方にいただきまして、事務方の方につきまして、今回、特重施設の考え方につきまして整理したところでございます。

具体的に申しますと、現在、皆さん御承知のように、特重施設につきましては、原子力規制委員会規則におきまして5年の経過措置規定が設けられてございます。当方の方で、事務方の方で申請の状況及び審査の状況を踏まえて、この経過措置規定について変更をするということで委員会にお諮りするものでございます。

最後になりますけれども、議題の5番目でございますけれども、こちらの方は、現在、更田委員がIAEAの方に出張しておりますので、こちらの出張報告についてお話を伺うものでございます。

続きまして、2. でございます。本日行われている審査会合でございますけれども、議題の1番目の方は、もう既に終わっているものと認識してはございますけれども、議題の2番目、現在進行中のものですが、関西電力の大飯発電所3・4号機につきまして、シビアアクシデント対策といたしまして、そのアクセスルートにつきまして、コメント回答をいただいているところでございます。

続きまして、2ページ目でございます。

11月17日の火曜日の審査会合でございます。(3) 番目でございますけれども、こちらは、関西電力の高浜1号機、2号機及び美浜3号機につきまして、内部火災対策についてお話を伺うものでございます。

続きまして、(4) 番目でございます。こちらは、東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号機、7号機につきまして、大規模損壊等に係るお話を聞く予定でございます。

私からは以上でございます。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けしたいと思います。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をするようにしてください。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。いかがでしょうか。

アマノさん、どうぞ。

○記者 産経新聞、アマノでございます。

明日の議題のところでは幾つかお伺いします。まず「もんじゅ」の件ですが、この勧告

の段取りといたしますか、その文面を当日の規制委員会で決定して、その後の文科省への手渡しなどというのは決まっていますでしょうか。

○松浦総務課長 はい。文科省との段取りにつきましては、まだ仮置きでございますけれども、金曜日の17時半に文科省の田中局長がこちらにいらっしやいまして、そこで手交する予定でございます。

○記者 こちらの渡し方はどなたになるんですか。

○松浦総務課長 次長を予定しております。

○記者 次長がやるということですね。分かりました。

あと、議題の3と4にかかわるところなんですけれども、バックフィットの基本的考え方というのは、おっしゃったように、25年3月にほぼ委員長私案として出ていて、これを今なぜ考え方としてまとめるかという、内閣官房の質問があったのは承知していますが、何か変わりうるものがあるから、ここで一旦定例会にかけるという、そういう話ですか。

○松浦総務課長 本質的には変わりございませんので、より明確化したということでございます。

○記者 特重の方なんですけれども、これは5年間猶予を認めていましたが、経過措置を変更するというふうにおっしゃいましたけれども、その辺の変更というのはどういう意味合いですか。

○松浦総務課長 こちらの方は、現在、平成37年7月7日という期限を切られておりますけれども、これを延長する方向で委員会にお諮りするということでございます。

○記者 延長というのは初めて出る話だと思うんですけれども、その辺、期間の幅とか、なぜ延長するかとか、その辺の背景説明というのは今いただけるんですか。

○松浦総務課長 当然明日の我々が用意する文書にはその辺のことを詳しく書かれていますので、明日の議論を聞いていただければと思いますが、なぜ延長するかということにつきましては、現在のそれぞれのプラントの審査の状況でございますとか、また、特重施設の審査の状況等々も含めまして、総体的に判断して延長を。延長の仕方も、単純に延長するというところではございませんけれども、それは明日具体的に規則案という形で皆様にお示しすることになりますけれども、そういった諸状況を踏まえて規則を改正するという案をお諮りするということでございます。

○記者 分かりました。また明日詳しく伺います。

あと、すいません、最後に、毎回伺っていますけれども、高浜3号の検査の状況というのを伺いたいですけれども、多分予定というか、計画では、今月中旬ぐらいに燃料装可の検査が終わるというはずであったと思いますが、いかがでしょうか。

○松浦総務課長 3号機ですね。

○記者 3号機で結構でございます。

○松浦総務課長 3号機は、1・2号はもう終了しておりまして、3号検査が実施中というこ

とでございますので、終了予定については、特にまだ具体的には聞いておりません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 他にはいかがでしょうか。

ヨシノさん、どうぞ。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

明日の要人面会の議題は何なんでしょうか。要人面会の中身、ある程度分かっていたら教えてください。

○松浦総務課長 道府県議会の議長さんの来訪を。こちら、要請文がございまして、中身は多岐にわたっているんですけども、福島第一原子力発電所事故の対策についてということ、あと、原子力発電所一般の安全確保対策についてということ、また、防災対策についてということをお伺いしております。

○司会 他はよろしいでしょうか。

ハナダさん。

○記者 NHKのハナダと申します。

既に出ていたら恐縮なんですけれども、先週、敦賀2号機の方が審査申請されましたけれども、通常の審査が開始される時は、論点整理の方をまず最初の会合とかで説明の後、示される流れになっていくと思うんですけども、敦賀2号の場合、敷地内断層とか、かなり、特に焦点となるものを、要は他の審査をする以前に、そこがまず進まない、他をやっても無駄になってしまう可能性もある形で、ちょっと他と違うと思うんですけども、そのあたり、どういうふうに進められる御予定になっているのでしょうか。

○松浦総務課長 これは先週もお答えしたと思いますけれども、まだ規制部の方においてどういうふうに進めるか検討中ということでございますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

○記者 分かりました。

○司会 他はよろしいでしょうか。

シュゾウさん、どうぞ。

○記者 毎日のシュゾウです。

「もんじゅ」は、委員長から別途文科大臣への説明というのはどうなっているのでしょうか。

○松浦総務課長 我々の方から文科省の事務方に対して、委員長が文科省に往訪して、文科大臣に手交したいという申し出を先週からしているところでございますけれども、文科省事務方からの返答として、文科大臣の都合がつかないということで、田中局長にいらっしゃってもらって手交すると、こういう段取りになっております。

○記者 改めて別の日を設けてやるということではなくて、そもそもやらないということ
なんですか。

○松浦総務課長 はい。それにつきましても、当然、文科大臣お忙しいので、明日ではな
くても、例えば来週とかというお話も申しあげましたけれども、文科省としては田中局
長がいらっしゃって、明日受け取りたいということでございますので、我々としても文
科省の意向として、それは致し方ないということで、田中局長に明日いらっしゃって
いただくということでございます。

○記者 確認ですけれども、だから、やらないということによろしいですね。

○松浦総務課長 やらないということでございます。

○司会 他ございませんか。

ウツミさん。

○記者 すいません、今の件の確認なんですけれども、あくまでも局長は、向こうの局長
は代理として受け取るという形になるんですかね。

○松浦総務課長 法的効果までは分かりませんが、あくまでも我々、名宛人は文科大臣で
すので、文科大臣の使者なのか代理なのか分かりませんが、その両方かもしれませんが、
そういうことで事務方が受け取るということでございます。

○記者 すいません、ありがとうございます。

○司会 モリさん、どうぞ。

○記者 日本テレビのモリです。

今の質問に関連してなんですけれども、文科省側の説明としては、大臣の都合がつか
ないと、こういう説明ということでよろしいのでしょうか。田中局長が来る。

○松浦総務課長 そういうことでございます。

○記者 時間を合わせることはできないと。来週も時間を作れないと。

○松浦総務課長 正確に申し上げますと、明日は、大臣、午後いらっしゃらないというふ
うに伺っています。来週以降につきまして、私から文科省の事務方の方に、来週以降で
も御都合はという話をしたところ、文科省としては、明日に田中局長が受け取りに行く
ということで、そういうことで行いたいということでしたので、我々としてはそういう
ことにしたということでございます。

○記者 これ、事案の大きさからして、やはり文科大臣というところは非常に大きい部分
があると思うんですけれども、このあたりも総務課長の方から話はしていらっしゃる。

○松浦総務課長 当然しております。

○記者 その上で文科省側は、局長がということ。

○松浦総務課長 そうですね。文科省の判断としてですね、局長が受け取りに来ていただ
けるということですので、我々としても次長がそういう意味では交付するというので、

明日お渡しするということでございます。

○記者 分かりました。

○司会 他はよろしいですか。

では、シュゾウさん、お願いします。

○記者 すいません、2回目ですけれども。委員長の場合は、勧告の中身について説明したいという、確か話だったかと思いますが、次長が局長に交付するときというのは、同様の趣旨説明みたいなものはあるのでしょうか。それとも単に手交するだけなのでしょうか。

○松浦総務課長 明日5時半に予定しておりますけれども、ただ渡すということはないと思いますので、何らかの説明をしたいと思います。その詳しい、どういう詳しさを説明するかというのは、これから相談していきたいと思います。

○司会 他はよろしゅうございますか。

ないようでしたら、これで本日の会見を終わりにしたいと思います。お疲れさまでした。

—了—